



日本キリスト教連合会 委員長

渡邊 純幸

不条理への突破口

「神にできないことは何一つない。」マリアは言った。「お言葉どおり、この身になりますように」

(ルカ1章37-38節)

マリアの受胎告知物語は、マリアにとって過酷なものでした。彼女はごく普通の生活をしてきた若き女性でした。それが突然、「おめでとう、恵まれた方。……あなたは身ごもって男の子を生むが、その子をイエスと名付けなさい」、降つて湧いたように告知がなされました。身に覚えのない突然の告知は、彼女を混乱させるばかりでした。このことを、私たち自身に置きかえてみれば一目瞭然のことです。これまで生きて来た人生とその延長線上に描いた希望と期待が、突然に、それも一方的に遮断され、歩もうとする方向とまったく異なった事態を受け入れるよう告知されたとしたら、マリアでなくとも混乱する以外ありません。マリアの「どうしてそんなことがありえましょうか」は、当然の応答と言えましょう。

しかし、もう一方に天使ガブリエルの論理、神の側の論理があるのを忘れてはなりません。それは、「神にできないことは何一つない」の一言です。私たちの常識を覆す出来事の始まり、その不

安を平安に変えるのはただ一つ、それが、「神にできないことは何一つない」に尽きます。マリアの「どうしてそんなことがあり得ましょうか」から「この身になりますように」と大きく変化するのは、そこに、「神にできないことは何一つない」という神の恵みがあるからです。マリアは直面する矛盾、不条理を超えて信じました。

このように、私たちはマリアを通して一つの突破口を見いだすことができます。つまり、私たちが悩みや苦しみ、解決できずにいる辛い日々を過ごしているときは、「どうしてそんなことがありえましょうか」と、マリアと同様に、自分の世界を堂々巡りするしかありません。しかし、そんな私たちを神さまは、「神にできないことは何一つない」と、救いへと導いてくださいます。マリアは「主のはしためです。この身になりますように」と、神さまを信じすべてを委ねることができました。主のご降誕は、すべての人に、「神にできないことは何一つない。」の福音が供えられる時です。東日本大震災による多くの被災者の方々の上に、またすべての人々の上に、主の祝福と平安が豊かに供えられますようお祈り申し上げます。



寄り添う者でありたい

日本福音ルーテル教会 立野 泰博

3月11日に地震発生から、キリスト教界あげて、支援活動が続けてきました。その働きは現在も続けられています。

今回は、日本福音ルーテル教会から被災地に派遣され、6か月間にわたって支援活動をされた事務局長の立野泰博先生にリポートを書いていただきました。わずかな紙面では語り尽くせない、過酷な現実があることを覚えたいと思います。

「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい。」（ルカ六31）

イエス様はルカ福音書で、「平地の説教」をしてられます。マタイ福音書では「イエスはこの群衆を見て、山に登られた」とあります。そこから「山上の説教」と呼ばれます。ルカでは「イエスは彼らと一緒に山から下りて、平らな所にお立ちになった」とあります。群衆のところまできてくださり、み言葉を語られました。苦しみ悩む人たちと共にいるという姿があります。

支援活動で現地にいたときのことです。その日、大きな余震があった



時、石巻ボランティアセンターの受付にいました。この余震には津波注意報がだされ、現地ではとても緊迫しました。高台に避難する方もおられ、かなり大きな揺れが長く続きました。その時のある被災者の方の叫び声を忘れることができません。彼女は泣きながら叫びました。「もう許して……」と。その叫びに、いまでも心に残る大きな傷を感じました。その方は流されていく多くの方の叫びを聞いておられます。「もう許して……」という叫びの中に、流

されていく親戚、友達を助けることができなかった傷を持っておられます。この叫びに、キリスト教支援はどのように被災者に寄り添っていいのか。支援活動者もまた、被災者と同じ危険の中で活動しています。いつまた地震があり津波がくるかわかりません。病原菌、化学物質が空中にまっています。放射線量の問題もあります。しかし「もう許して……」に寄り添うには、そこに居続けなければなりません。イエス様もそこにおられるのです。

イエス様は、「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい」と教えられました。いま被災地で被災者の方がしてもらいたいことは何でしょうか。多くの方々がおっしゃいます。「忘れないでください」「祈ってください」「一緒にいてください」。そして「いつまでいてくれるの」。この言葉に何とか寄り添っていきたい。大きな問いを神様からいただいています。

定例会

2011年7月8日 午後1時30分～3時30分 日本福音ルーテル東京教会

リラ・プレカリア 祈りの豎琴

講師：キャロル・サック氏、ジェームス・サック氏

講師紹介 パストラル・ハープの演奏者としてご活躍のキャロル・サック氏と、ご主人でルーテル学院大学で牧会カウンセリングを教える教授のジェームス・サック氏をお迎えし、演奏とご講演をいただきました。



パストラル・ハープとは、死を迎える人々の緩和ケアの一環として行われます。ハープの演奏と共に、肉声の歌を用います。死という、人間の魂本来の世界に戻ろうとする人のからだや精神、霊的な苦痛から解放することが目的です。

キャロル・サックさんは、これを「リラ・プレカリア」（祈りの豎琴）と呼んでいます。病床にある方、さまざまな苦痛を抱え苦しむ方に、ハープと歌によって生きた祈りをささげ、心に寄り添いながら奉仕しま

す。

この活動を広げるために、キャロルさんは18か月にわたるボランティア養成プログラムを行っています。このプログラムを通して、苦痛の中にいる人々に「生きた祈り」を届ける愛の配達人を育てています。

今回の講演会では、キャロルさんに「リラ・プレカリア」の実演をしていただき、ご主人のジェームス・サック氏に牧会カウンセリングにおけるパストラル・ハープの意義を語っていただきました。



気仙沼の被災地で消臭剤EM有機剤の散布を行う



仮設住宅を一軒一軒お訪ねし支援の品々をお渡しする

ることは認められます。

礼拝堂、教会、牧師館、会堂、修道院、伝道所、小神学校、神学校、教職舎、信徒育成所、信徒修行所、記念館、会館、納骨堂、事務所など

(注) 法人税法に規定する収益事業に該当し、その収益事業の用のみに供されていた建物は対象になりません。また、収益事業と収益事業以外の用に併用していた建物などについては、収益事業の用に供していた部分を除いたものが対象となる。

②附属設備＝暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備

③構築物＝塀、門扉、十字架など

④土地＝原状回復のために必要な敷地の盛土や整地、土壤改良等は対象となります。また津波の被害や原発事故などの影響により、震災前の所有地での原状回復が困難な場合、移転先の土地取得費用も認められます。この場合は、①から③に該当する建物の原状回復に必要な土地で、引き続き宗教活動又は公益事業を行う事ができる場所であることが要件になります。

⑤その他の固定資産＝宗教法人が所有している固定資産であり、信者の送迎用のマイクロバス等は対象になります。ただし、震災の時、確かに実在していたこと及び確かに被災したことを証明する必要がありますからご注意ください。

Ⅳ 指定寄附金の申請の方法

(1) 指定寄附金の申請が出来る教会は、単立宗教法人又は被包括宗教法人或は包括宗教法人に限ります。被包括団体の教会（法人でない教会）は、包括宗教法人が宗教施設を所有し、包括宗教法人が自ら使用していた施設であることを証明出来る場合に限り申請が可能と考えられています。一方、単立の教会で宗教でない教会は、残念ですが申請できません。

(2) 指定寄附金の申請先は、所轄庁（文部科学大臣・都道府県知事）です。

(3) 確認期間は、2011年6月10日から2013年12月31日迄です。

(4) 申請に必要な書類は、次のものを用意してください。具体的には所轄庁の宗教法人係にご相談下さい。

①「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」（様式1）

②「東日本大震災により滅失又は損壊をした建物などの原状回復のための寄附金の募集要綱」（様式2）

③「寄附金に係る事業及び資金概況書」（確認申請）（様式3）

④「建物等の概要」（様式4）

⑤「公共・公益法人等の概要」（様式5）

⑥申請年度の収支予算書

⑦前年度及び前前年度の収支計算書

⑧罹災証明書（建物等が東日本大震災によって滅失又は損壊したことを証明するもの）

⑨工事見積書

⑩土地取得の売買契約書

⑪設計図面

Ⅴ 指定寄附金の募集について

(1) 所轄庁から指定寄附金の「確認書」を受けた日の翌日から3年間に募集した寄附金が対象です。

(2) 指定寄附金の確認を受けた教会が寄附者に交付する書類は次の2点です。

①所轄庁の「確認書の写し」

②寄附受領書

(3) 所轄庁の確認を受けた募集目標額を超えた場合は、それ以後の寄附金は、指定寄附金に該当しませんのでご注意ください。

★指定寄附金制度に関する詳細は、文化庁または都道府県の宗教法人係にお尋ねください。



東日本大震災により被災した会堂・宗教施設の復興のため 「指定寄付金制度」の活用を

佐藤 丈史（日本キリスト教連合会常任委員）

東日本大震災で被災した教会堂及び宗教施設の復興に指定寄附金制度を活用できます！

文化庁は、「東日本大震災により被災した宗教法人の建物などの復旧のための指定寄附金制度について」を発表しました。指定寄附金制度の概要は次の通りです。

I 「指定寄附金」とは

この制度は、東日本大震災によって被災した宗教法人が、自らの宗教施設を復興するための資金を広く募金できるようにする制度です。指定寄附金制度は、通常、宗教法人には許可されない制度ですが、災害復興のために宗教法人にも認めるという特例措置です。

II 指定寄附金の効果

指定寄附金の確認を受けた宗教法人に献げられた個人又は法人の寄附金は、寄附者に次のような優遇措置が講じられます。そのことによって復興資金が集まりやすくなるという効果があります。

【個人が寄附する場合】

わが国においては、個人が宗教法人に献金する場合、寄附金控除の対象になりません。ところが今回の指定寄附金制度によって確認された口座に献金した個人の寄附金は、寄附金控除の対象になります。個人の所得金額の80%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2,000円を差し引いた金額を年間所得から控除できます。

【法人が寄附した場合】

法人が宗教法人に寄附した場合、一般寄附金として、(資本金×0.25%＋所得金額×2.5%)の2分の1を超えた部分は、寄附金

控除になりません。指定寄附金の確認を受けた口座に法人が寄附した場合、その募集条件の範囲内であれば全額損金として扱うことができます。

【寄附を受ける側】

指定寄附金を受け取る側（宗教法人）は、収益事業以外は全て非課税です。従って、たとえ大きな指定寄附金を受け取っても税金問題は発生しません。

III 指定寄附金の対象になるキリスト教会の施設とは

宗教法人が所有していた建物及び構築物並びにこれらと一体的に使用されている土地その他の固定資産のうち、次の(1)の要件を充たしている施設の復興が対象になります。

(1) 要件

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること。
- ②東日本大震災（地域の指定はない）により、建物などが滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、又はその利用の継続が困難であること。

(2) 建物等の説明

- ①建物＝同じ場所に再建することが困難な場合は、滅失前の建物と同面積であれば移築移転が認められます。耐震構造にすることも認められます。2階建だった建物を3階建てにする場合、3階部分は適用除外です。

キリスト教系の宗教施設を例示すると、次のような施設が考えられます。被害を受ける前の建物と同面積の範囲です。今回の震災の特徴から他に移転すること及び耐震構造にす

「宗教」に関する法律の見直しの動き

佐藤文史（日本キリスト教連合会常任委員）



「行政不服審査法」の見直しについて

民主党は、許認可や追徴税額の決定などの行政処分について、取り消しや是正を求めることができる行政不服審査法の見直しを進めようとしています。

宗教法人法は、規則の不認証、認証の取り消し、事業の停止命令、報告徴収・質問に際しては、まず「宗教法人審議会」に諮問または意見を聞くことになっています。そもそも宗教法人審議会は、所轄庁が宗教団体に不利な措置をしようとするとき過誤がないように、正当な宗教団体の利益が侵害されることがないように慎重を期す趣旨で設置されおり、信教の自由の確保の大きな保障になっており国家

と宗教団体との間の緩衝的役割を果たしている大切な機関なのです。

今回の見直し案によると、宗教法人法第87条を削除し審議会前置主義を選択制にする方向です。所轄庁の措置に異議がある法人は、従来のように宗教法人審議会の諮問を経た上で裁判所に訴訟する方法と宗教法人審議会の審議を経ないで直接裁判所に提訴する方法の任意選択制にしようとする改正案です。日本宗教連盟は、信教の自由と政教分離の原則を尊重した宗教法人法の骨格を変質させることにならないように宗教法人審議会の存続を陳情していますが、情勢は極めて難しい状況になっています。

宗教法人の提出書類等「開示」の行方に注目

「全面非開示」から「一部開示」への懸念

解説●佐藤文史（日本キリスト教連合会常任委員）

「情報公開・個人情報保護審査会」の審査に対する宗教界の懸念

宗教法人法第25条による宗教法人の提出書類等は、「全面不開示」という文化庁の通達と見解は変わっていません。ただ現在、対応に困惑していることがあります。

事件の発端は、某教団の財産目録を開示せよという請求に対し文化庁が「不開示」という回答をしたところ、請求者から異議申し立てが出ました。そこで文化庁は「情報公開・個人情報保護審査会」に宗教法人の提出書類はなぜ不開示にする必要があるかその理由を諮問しています。いずれ同審査会から今回の不服申し立てに対する「採決」が出ますので注目しているところ です。

現在、検討されていることは、宗教法人の提出書類を「全面非開示」ではなく「一部開示」とし、財産目録の数字を黒塗りし財産目録の項目だけ開示したとき、宗教界にとってどういう不利益が生じるかです。日本宗教連盟は、たとい財産目録の数字を黒塗りにしたう え開示したとしても財産目録の項目を見れば、その宗教法人がどのような資産を保有し、あるいはどのような負債があるか、ひいてはおおよその宗教活動を透視できるのではない か。そこからマスコミ等による興味本位の報道や誹謗中傷が懸念され、やがてその宗教法人の自由な活動を妨害したり、反キャンペーンに発展する危険性がゼロではないと危惧しています。

参加してよかった！ とっても役に立った！

第37回 法人事務・会計実務研修会

昨年秋に箱根で開催された「法人事務・会計実務研修会」は、全国から参加された皆さまと、3日間の集中した学びの時となりました。個別指導もあり、日ごろ不確かなままになっていることや疑問に思っていることを、じっくりと説明してもらうことができました。一度では消化しきれないほど密度の濃いクラスでした。休憩時間には箱根の秋を楽しむことができました。



今回も3つのクラスに分かれて研修をいたしました。法人事務、会計実務に加えて、パソコン実習の少数クラスを行いました。

講義時間に少し変更を加えました。午後に集中的に学び、夜の時間に余裕を持たせました。学び、そして分かち合いと有意義な3日間でした。

参加された方々のアンケートから感想をいくつか掲載します。

●初めての参加でしたが、ゆったりとした時間の中で、充実した学びの

時を持つことができ、感謝でした。

●リラックスして学ぶことができました。プログラムは良かったです。

●礼拝では、被災地のことを思い、教派を越えて連帯して祈ることができ、感謝でした。

●法人事務について初歩から学ぶことができてよかったです。資料をたくさんいただき感謝でした。

●個別指導があり、助かりました。

●交通は、東京駅からの送迎バスがあり、とても感謝でした。

2012年秋 第38回 法人事務・会計実務研修会

■ 日時 2012年9月25日(火)～27日(木)

■ 会場 富士箱根ランド スコーレプラザホテル

ご好評を頂いております「法人事務・会計実務研修会」は、今年2012年秋に第38回の研修会が開催されます。会場は富士箱根ランドを予定しております。

昨年、参加を見送られた教団・教会の皆さまも、今回はぜひご参加ください。開催は9月を予定しております。ご案内は8月を目途にお送りいたします。





日本キリスト教連合会

News

定例会

2012年2月17日(金) 午後1時30分～3時30分

日本福音ルーテル教会 ルーテル市ヶ谷センター

東京都新宿区市ヶ谷砂土原町1-1

現代葬儀の多様性にどう対応するか

講師：柴田 千頭男 先生 (ルーテル学院大学 神学校名誉教授)

東日本大震災では、被災された方々の葬送が大きな課題になりました。葬儀についての今後の展望を含め、葬儀をご専門にされている柴田千頭男先生にご講演いただきます。

《講演内容》

一般的に言うなら、葬儀も埋葬も、家族単

位から個人化へ、伝統的儀礼から死者の意思を尊重した多様な形態へ、また埋葬（墓地）も散骨から、樹木葬にいたるまで、とその範疇が広がっている。この現実、に、キリスト教の教職・信徒はどう向かい合い、また対応していったらよいか、を示唆したい。

2012年秋 第38回 法人事務・会計実務研修会

■ 日時 2012年9月25日(火)～27日(木)

充実した学びの機会です。ぜひご

■ 会場 富士箱根ランド スコーレプラザホテル

参加をご予定ください。

●日本キリスト教連合会役員（2012年度）

委員長 渡邊純幸（日本福音ルーテル教会）

常任委員 相澤牧人（日本聖公会）

久保公平（日本バプテスト連盟）

佐藤丈史（浜田山キリスト教会）

立野泰博（日本福音ルーテル教会）

広瀬 薫（日本同盟基督教団）

藤盛勇紀（日本基督教団）

清川泰司（カトリック中央協議会）

矢木良雄（イムマヌエル綜合伝道団）

*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは
162-0842

東京都新宿区市ヶ谷砂土原町1-1 日本福音
ルーテル教会内「日本キリスト教連合会」へ。

▼日本キリスト教連合会の活動

・年6回の常任委員会

4月、5月、7月、9月、11月、2月(変更あり)

・年2回の定例会(7月と2月に開催)

・法人事務・会計実務研修会(秋に開催)

